

2022 年 7 月

事業主 様
人事・総務ご担当者 様

ベネフィット・ワン企業年金基金

iDeCo 等年金制度改定内容について周知のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、企業年金制度に関する法改正により、2022 年 10 月から iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入要件が緩和されます。また 2024 年 12 月には DC（企業型確定拠出年金および iDeCo）の拠出限度額が DB 等（確定給付企業年金および厚生年金基金）の給付水準（他制度掛金相当額）に応じて変動するようになり、あわせて iDeCo の掛金上限が引き上げられます。ただし各事業所の年金制度の実施状況や他制度掛金相当額的水準によっては、iDeCo の拠出限度額が減額または拠出不可となる場合があります。

つきましては、当基金の「他制度掛金相当額」を下記の通りお知らせいたしますので、年金制度改定の内容を事業主様から従業員の皆様へご案内いただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. ベネフィット・ワン企業年金基金の「他制度掛金相当額」

14,000 円

※ 加入者全員一律の適用となります。加入者でない方の他制度掛金相当額は 0 円です。

※ 複数の DB 等に加入している場合の他制度掛金相当額は、加入している制度ごとの他制度掛金相当額の合算額になります。

※ 上記金額は 2024 年 12 月～2025 年 6 月の他制度掛金相当額です。5 年ごとに実施される財政再計算により見直されます。

2. 周知の方法

社内イントラネットに掲示する、メール配信する等の方法により周知ください。

3. iDeCo の拠出限度額の見直しについて

現在 iDeCo については拠出限度額を一律固定としているところ、2022 年 10 月以降は企業型 DC の事業主掛金に応じて、また 2024 年 12 月以降は DB 等の他制度掛金相当額に応じて拠出限度額が定まります。

■ iDeCo の拠出限度額（月額）

	現行 (一律固定)	2022 年 10 月～ (企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の 要件緩和) ※2※3	2024 年 12 月～ (他制度掛金相当額に応じて DC 拠出限度額を調整) ※2※3
企業型 DC のみ	2 万円※1	5.5 万円 － 企業型 DC の 事業主掛金 (上限 2 万円)	5.5 万円 － 企業型 DC の 事業主掛金 (上限 2 万円)
企業型 DC + DB 等	1.2 万円※1	2.75 万円 － 企業型 DC の 事業主掛金 (上限 1.2 万円)	5.5 万円 － 他制度掛金相当額 － 企業型 DC の事業主掛金 (上限 2 万円)
DB 等又は共済組合のみ	1.2 万円	1.2 万円	

(※1) 企業型 DC の拠出限度額を iDeCo の拠出限度額分引き下げる規約の変更がされている場合のみ拠出可

(※2) iDeCo と企業型 DC における本人拠出（マッチング拠出）の併用はできません。

(※3) iDeCo の拠出限度額が 5,000 円を下回る場合、iDeCo に拠出することができません。

4. 企業型 DC の拠出限度額の見直しについて

現在企業型 DC については拠出限度額を一律 2.75 万円（DB 等に参加していない場合は 5.5 万円）としているところ、2024 年 12 月以降は企業型 DC の加入者が参加している DB 等の他制度掛金相当額に応じて拠出限度額が定まります。

■ 企業型 DC の拠出限度額（月額）

	現行 (一律固定)	2022 年 10 月～ (企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の 要件緩和)	2024 年 12 月～ (他制度掛金相当額に応じて DC 拠出限度額を調整) ※3※4
企業型 DC のみ	5.5 万円※1	5.5 万円	5.5 万円
企業型 DC + DB 等	2.75 万※2	2.75 万円	5.5 万円－他制度掛金相当額

(※1) iDeCo と併用する場合は 3.5 万円

(※2) iDeCo と併用する場合は 1.55 万円

(※3) 企業型 DC 拠出限度額が 2.75 万円を下回る場合、2024 年 12 月以降に DB 給付設計または DC 拠出額算定方法の見直しを実施するまでは、従来どおり 2.75 万円とする経過措置が設けられます。

(※4) 複数の DB 等に参加している場合の他制度掛金相当額は、参加している制度ごとの他制度掛金相当額の合算額になります。